

議案第 28 号

専決処分の承認を求めることについて
(二宮町税条例の一部を改正する条例)

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

二宮町長 村田 邦子

7 専 第 2 号

専 決 処 分 書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

二宮町税条例の一部を改正する条例（別紙のとおり）

令和 7 年 3 月 31 日

二宮町長 村田 邦子

理 由

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が、令和 7 年 3 月 31 日公布、令和 7 年 4 月 1 日に施行されるため、二宮町税条例の一部を改正する条例を施行するにあたり、急を要し議会を招集する時間的余裕がないため。

二宮町税条例の一部を改正する条例

二宮町税条例（昭和50年二宮町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第28条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エ中「解放」を「開放」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第28条第1号の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(議案第28号) 二宮町税条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
(種別割の税率) 第28条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの (<u>ウ及びオに掲げるものを除く。</u>) 年額 2,000円 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの<u>(ウに掲げるものを除く。)</u> <u>又は</u>定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 ウ <u>2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの</u> 年額 2,000円 エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの<u>(ウに掲げるものを除く。)</u> <u>又は</u>定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 オ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円 (2)・(3) (略)	(種別割の税率) 第28条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの (<u>エに掲げるものを除く。</u>) 年額 2,000円 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの<u>又は</u>定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの<u>又は</u>定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円 エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上解放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円 (2)・(3) (略)